

コンプライアンス

コンプライアンス基本方針

当社グループは、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、以下の三原則に基づきコンプライアンスの徹底に取り組みます。

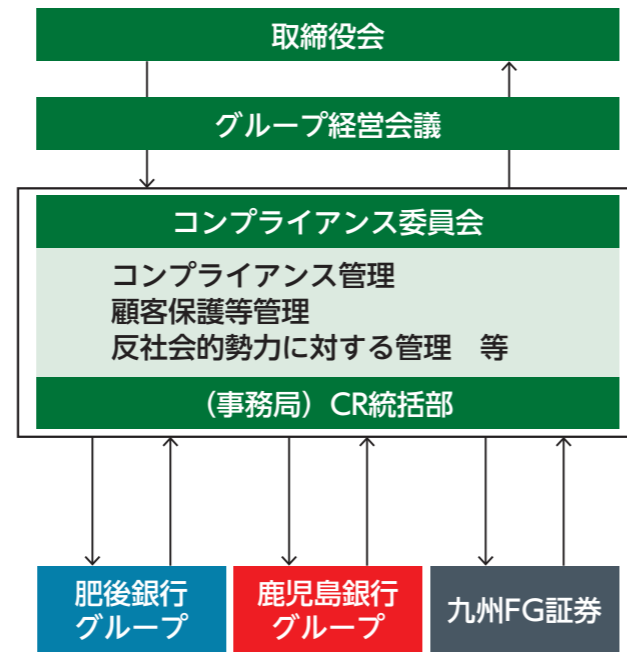
1. 社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な業務運営を通じて、社会からの信頼を確立します。
2. 法令、ルール、社内規程等を遵守し、社会規範、経営理念に基づいた誠実かつ公正な企業活動を遂行します。
3. 業務の健全性や適切性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等との関係を遮断します。

コンプライアンス運営体制

当社グループは、コンプライアンスに対する基本的な姿勢および考え方を定めた「コンプライアンス基本方針」を制定し、コンプライアンスの徹底に取り組んでいます。

当社グループのコンプライアンス統括部署としてCR統括部を設置するとともに、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を開催し、当社グループのコンプライアンス管理の状況、反社会的勢力に対する管理状況等について報告・協議を行い、コンプライアンス体制の整備・充実を図っています。

また、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画として、コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス体制の強化に取り組んでいます。



顧客保護・個人情報保護

顧客保護

当社グループは、お客様の利益を保護し、利便性の向上を図るため、顧客保護等管理体制の整備を図っています。具体的には、顧客説明管理、顧客サポート等管理（お客様からの相談・苦情等への対応）、顧客情報管理、外部委託管理、利益相反管理の5つのカテゴリーに分類し、各管理の適切性の確保に努めています。

〔顧客保護等管理基本方針〕

1. 顧客説明管理
お客様との取引においては、お客様にとって最適の商品やサービスを選んでいただけるよう、商品等の説明および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 顧客サポート等管理
お客様からの相談、要望、苦情等においては、お客様の理解と信頼を得られるよう、対応を適切かつ十分に行います。
3. 顧客情報管理
お客様の情報については、適法かつ適正な手段により取得・利用し、また、情報の漏えい、滅失、き損等を防止するため、厳重に管理し、安全管理を適切に行います。
4. 外部委託管理
当社グループが行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客様の情報や利益を保護するために、委託先の管理を適切に行います。
5. 利益相反管理
当社グループが行う取引により、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反の管理を適切に行います。

個人情報保護

当社グループは、お客様情報の適正な保護と利用を図るため、役職員等が、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、その他関連法令等を遵守し、お客様情報を適正に管理する体制を整備しています。お客様情報については、適切な方法でお預りするとともに、紛失、漏えい等が起こらないよう正確性・機密性を確保し、お客様情報の安全管理を徹底しています。

〔個人情報保護基本方針（一部抜粋）〕（2018年5月1日改定）

当社グループは、お客様の個人情報等を取り扱うに当たり、「個人情報の保護に関する法律」および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加えて、本方針に定めた事項および当社グループの諸規程を遵守します。また、当社グループは、お客様の個人情報等の取扱い等について継続的な改善に努めます。

マネー・ローンダリング等防止への取り組み

当社グループは、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネー・ローンダリング等」）防止による組織犯罪抑止は、世界共通の課題であるとの認識の下、マネー・ローンダリング等防止を経営の重要課題の一つとして位置づけ、関係法令等を遵守し、対応を行っております。具体的にはグループ共通の対応方針・規程等の整備、取引時確認の徹底、システム等による異常取引の検知、疑わしい取引の届出等によりマネー・ローンダリング等防止に取り組んでいます。

〔マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止基本方針〕

当社グループは、マネー・ローンダリング等防止を経営の重要課題の一つとして位置づけ、関係法令等を遵守し、実効性のある管理態勢を確立します。

1. 経営陣の関与
経営陣はマネー・ローンダリング等リスクが経営上重大なリスクになり得るとの理解の下、主体的かつ積極的にマネー・ローンダリング等防止に関与し、対応の高度化を図ります。
2. リスクベース・アプローチ
国によるリスク評価の結果（犯罪収益移転危険度調査書）等を勘案しながら、提供する商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、直面するマネー・ローンダリング等リスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。
3. 顧客管理
適切な取引時確認を実施し、顧客の属性や取引に応じた顧客管理を行います。また、取引記録の定期的な調査・分析を行い、顧客管理措置の見直しを行います。
4. 経済制裁及び資産凍結
経済制裁対象者との取引関係の排除、資産凍結等の措置を適切に実施する態勢を整備します。
5. 疑わしい取引の届出
日常的な業務やモニタリングで判明した疑わしい取引については、適切に当局へ届出を行うとともに、必要に応じて届出の状況等をリスク管理態勢の強化に活用します。
6. コルレス先の管理
コルレス先のマネー・ローンダリング等管理態勢を定期的に確認します。コルレス先が架空銀行であった場合、または架空銀行に利用されることを許容していた場合、当該コルレス先との契約の締結・維持を行いません。
7. 研修等の実施
役割に応じた適切かつ継続的な研修等を行い、組織全体として、マネー・ローンダリング等防止に係る理解を深め、専門性・適合性等の維持・向上を図ります。
8. 遵守状況の点検
マネー・ローンダリング等防止の遵守状況を定期的に点検し、その点検結果を踏まえ、継続的な態勢改善に努めます。

反社会的勢力の排除

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断するための体制を整備するとともに、反社会的勢力との取引根絶に向けた取り組みを行っています。具体的には、反社会的勢力に対する対応方針・規程等の整備、グループ全体での反社会的勢力に関するデータベースの拡充、各種契約書への暴力団排除条項の導入等、反社会的勢力との取引排除に向け対応を強化しています。

〔反社会的勢力への対応基本方針〕

当社グループは、「コンプライアンス基本方針」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決し、関係を遮断するため、以下の通り基本方針を定めます。

1. 反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体で対応し、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
2. 反社会的勢力への対応に備え、警察、弁護士等の外部専門機関と平素より緊密な連携関係を構築します。
3. 反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断します。
4. 反社会的勢力に対する資金提供や利益供与は絶対に行いません。
5. 反社会的勢力の排除、取引未然防止に向け、管理態勢等の整備を図ります。

金融ADR制度への対応

当社の子会社は、公正中立な立場で苦情および紛争の解決を図るため、以下の指定ADR機関と契約を締結しています。

	肥後銀行・鹿児島銀行		九州FG証券
指定ADR機関	一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室	一般社団法人信託協会 信託相談所	特定非営利活動法人証券・ 金融商品あっせん相談センター
電話番号	0570-017109 または 03-5252-3772	0120-817335 または 03-6206-3988	0120-645005